

## 第1 情報公開制度の運用状況



## 第1 高槻市情報公開制度の運用状況

### 1 情報公開請求等の状況

- (1) 公開請求等の件数等
- (2) 公開請求等の決定等の内訳
- (3) 公開請求者等の内訳
- (4) 公開請求等の公開方法
- (5) 公開請求等の実施機関別内訳
- (6) 公開請求等の情報分野別内訳
- (7) 非公開理由の内訳

### 2 審査請求等の状況

- (1) 審査請求の処理内訳
- (2) 審査会答申の内訳
- (3) 審査請求の内容等
- (4) 審査会の開催状況
- (5) 審査会委員

### 3 情報提供の状況

- (1) 主な情報提供資料
- (2) 情報公開・情報提供に伴う写しの作成状況
- (3) 有料刊行物の販売状況

### 4 審議会等の会議の公開状況

- (1) 審議会等の会議の開催状況
- (2) 公開会議の開催状況

### 5 出資法人等の情報公開の運用状況

- (1) 出資法人
- (2) 指定管理者

## 第1 高槻市情報公開制度の運用状況

### 1 情報公開請求等の状況

令和6年度における情報公開請求・公開申出の件数等、決定等の内訳、請求者・申出者の内訳、公開方法、実施機関別内訳、情報分野別内訳及び非公開理由の内訳は、次表のとおりである。

#### (1) 公開請求等の件数等

区 分	請 求	申 出	合 計
文書件数	1,459件	210件	1,669件
人 数	142人 (28人)	92人 (24人)	234人 (52人)

( ) 内は実人数

#### (2) 公開請求等の決定等の内訳

(単位：件)

区 分	請 求	申 出	合 計	
決定等の内訳	公 開	185	25	210
	部分公開	1,216	170	1,386
	非公開	5	3	8
	文書不存在	50	10	60
	取下げ	2	2	4
	却下	0	0	0
	存否応答拒否	1	0	1
合 計	1,459	210	1,669	

#### (3) 公開請求者等の内訳

##### ア 請求者

(単位：人)

区 分	人 数
市内に住所を有する者	126
市内の事務所又は事業所に勤務する者	0
市内の学校に在学する者	0
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3
市の行政に利害関係を有するもの	13
合 計	142

##### イ 申出者

(単位：人)

区 分	人 数
市外に住所を有する個人	76
市外に事務所を有する法人その他の団体	16
合 計	92

## (4) 公開請求等の公開方法

(単位：件)

	区 分	請 求	申 出	合 計
1	閲 覧	0	83	83
2	写しの交付	1,384	18	1,402
3	閲覧及び写しの交付	0	0	0
4	写しの郵送	13	94	107
5	視 聴	0	0	0
	合 計	1,397	195	1,592

※ 文書不存在や取下げ等があるため、決定等の内訳の合計とは一致しない。

## (5) 公開請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

	区 分	請 求	申 出	合 計
	市 長	76	81	157
	教育委員会	54	6	60
	選挙管理委員会	0	0	0
	公平委員会	0	0	0
	監査委員	3	0	3
	農業委員会	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0
	公営企業管理者	9	3	12
	消防長	0	2	2
	議 会	0	0	0
	合 計	142	92	234

## (6) 公開請求等の情報分野別内訳

(単位：件)

	区 分	請 求	申 出	合 計
1	市政一般	60	53	113
2	生活文化・スポーツ・レクリエーション	14	0	14
3	平和・人権	0	0	0
4	経済・労働	0	0	0
5	建 設	1	2	3
6	環境保全	0	0	0
7	医療保健	0	1	1
8	衛生・清掃	0	25	25
9	社会福祉	1	0	1
10	教 育	54	6	60
11	交 通	8	2	10
12	水 道	1	1	2
13	議 会	0	0	0
14	選 挙	0	0	0
15	監 査	3	0	3
16	消 防	0	2	2
	合 計	142	92	234

(7) 非公開理由の内訳

(単位：件)

区 分	請 求	申 出	合 計
個人に関する情報（第6条第1項第1号）	1,181	87	1,268
法人等に関する情報（同項第2号）	1,062	156	1,218
審議、検討又は協議に関する情報（同項第3号）	2	0	2
事務事業に関する情報（同項第4号）	532	8	540
公共の安全と秩序の維持に関する情報（同項第5号）	4	0	4
法令秘情報（同項第6号）	12	5	17
合 計	2,793	256	3,049

※ 部分公開決定と非公開決定の非公開理由を合算して表示している。

※ 一つの情報が複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれの非公開理由に重複して計上している。

## 2 審査請求等の状況

高槻市行政不服等審査会（以下「審査会」という。）では、情報公開制度に関する事項として、非公開決定等に対する審査請求について審査するほか、情報公開制度の重要事項について調査審議している。なお、令和4年度以前は、高槻市情報公開審査会において審査等を行っていた。

実施機関は、審査会が審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

令和6年度における情報公開制度に関する審査請求の件数、審査会への諮問等は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の処理内訳 (単位：件)

区 分		令和6年度	令和5年度	
審査請求		0	2	
諮問		0	2	
諮問の可否を検討中		0	0	
諮問せず		0	0	
審 査 会	諮問取下げ	0	0	
	答申	2	3	
	次年度へ審査継続	0	2	
状 実 施 機 関 の 処 理	却下	0	0	
	棄却	1	3	
	認 容	全 部	0	0
		一 部	0	0
	次年度へ審議継続		1	2
	取下げ		0	0

※ 「諮問せず」は、審査会に諮問するまでに公開を決定した件数である。

### (2) 審査会答申の内訳

令和6年度は、審査請求に係る諮問に対し、下表のとおり過年度からの継続審議分2件の答申が出された。

(単位：件)

区 分		件数	
処 理 内 訳	却下	0	
	棄却	2	
	認 容	全 部	0
		一 部	0

## (3) 審査請求の内容等

番号	審査請求			処理状況	
	年月日	内容	実施機関 (処分庁)	審査会	実施機関 (審査庁)
1	R5. 11. 27	1. 令和5年9月に、高槻市立第四中学校PTA会長/指名選考委員から第四中学校区内の保護者に対して学校を通じて配布された文書 2. 1. の文書を配布することについての検討及び決定に関わる文書についての公文書不存在による非公開決定に対する審査請求	教育長	R5. 12. 12 諮問 R6. 12. 6 答申 (棄却)	R7. 2. 25 裁決 (棄却)
2	R6. 2. 15	教育委員会が保有している、PTAと書かれたチューブファイルや庁内共有フォルダ・庁内メール等にある高槻市PTA協議会、PTAフォーラムに関する文書全て（令和元年度～令和5年度）についての公文書部分公開決定に対する審査請求	教育長	R6. 3. 1 諮問 R7. 3. 24 答申 (棄却)	審議中

## (4) 審査会の開催状況

開催状況			備考
回数	年月日	審査の内容	
第1回	R6. 4. 12	・「PTAに関する公文書不存在事案」に係る実施機関からの意見聴取	
第2回	R6. 6. 7	・「PTAに関する公文書不存在事案」に係る審査請求人の意見陳述及び答申の検討	
第3回	R6. 8. 7	・「PTAに関する公文書部分公開決定事案」に係る実施機関からの意見聴取 ・「PTAに関する公文書不存在事案」に係る答申案の検討	
第4回	R6. 9. 13	・公文書存否応答拒否決定に係る報告	
第5回	R6. 10. 28	・「PTAに関する公文書部分公開決定事案」に係る審査請求人の意見陳述及び答申の検討	
第6回	R6. 11. 7	・「PTAに関する公文書不存在事案」に係る答申案の検討	
第7回	R6. 12. 6	・「PTAに関する公文書不存在事案」に係る答申案の検討	

第8回	R7. 1. 14	・「P T Aに関する公文書部分公開決定事案」に係る報告	
第9回	R7. 2. 21	・「P T Aに関する公文書部分公開決定事案」に係る答申案の検討	
第10回	R7. 3. 24	・「P T Aに関する公文書部分公開決定事案」に係る答申案の検討	

(5) 審査会委員

審査会委員は、高槻市行政不服等審査会条例第3条及び第4条の規定により、5人以内の学識経験者により構成され、任期は2年と定められており、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までである。

◎=会長、○=会長代理

(敬称略)

	氏 名	役 職
学 識 経 験 者	◎ 松 本 和 彦	大阪大学大学院高等司法研究科長（憲法、環境法）
	○ 野 田 崇	関西学院大学法学部教授（行政法）
	山 本 婦 紗 子	弁護士
	小 谷 真 理	同志社大学政策学部准教授（行政法）
	片 桐 直 人	大阪大学大学院高等司法研究科教授（憲法）

### 3 情報提供の状況

行政資料コーナーでは、各課から収集した各種行政資料を展示し、市民への閲覧を行うほか、市が発行している刊行物の展示などを行っている。

令和6年度における情報提供資料の主な内容や写しの作成状況等は、次表のとおりである。

#### (1) 主な情報提供資料

情報分野	主な資料
市政一般	高槻市の人口、広報たかつき、高槻市統計書、第6次高槻市総合計画、施政方針大綱、予算書、決算書、主要事務執行報告書、市政概要、市民意識調査(各種)、高槻市史、高槻市情報公開制度の手引、高槻市個人情報保護制度の手引、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況報告書、市民の声、高槻市子ども・子育て支援事業計画、高槻市国民保護計画、市税概要、高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略、大阪北部地震における災害対応について、市税のしおり
生活文化・スポーツ・レクリエーション	公民館自主グループ一覧、高槻の消費生活、高槻市青少年育成計画、まちづくりハンドブック、高槻市スポーツ推進計画、図書館年報、高槻市生活ガイド
平和と人権	ゆうあいたかつき、人権意識調査報告書、高槻市人権施策推進計画、高槻市男女共同参画計画、高槻市多文化共生推進基本指針
経済・労働	通行量・入店者数調査報告書、高槻市産業・観光振興ビジョン、高槻市就職困難者就労支援計画
建設	高槻市都市計画マスタープラン、下水道等事業年報、高槻市道路認定図、高槻市耐震化アクションプラン、高槻市景観基本計画
環境・安全	たかつきの環境、高槻市環境基本計画、第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン
医療・保健	第4次・健康たかつき21、高槻市感染症予防計画、高槻市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画
衛生・清掃	家庭ごみの分け方・出し方、高槻市一般廃棄物処理基本計画、食品衛生監視指導計画
社会福祉	高槻市障がい者基本計画、高槻市障がい福祉計画、高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、生活保護のしおり
教育	教育要覧、児童・生徒数集計表、高槻市教育振興基本計画
交通	高槻市営バス経営戦略、高槻市営バス60周年記念誌
水道	水道事業年報
議会	市議会会議録、市議会だより、各委員会記録
選挙	選挙の記録
監査	監査結果報告書、包括外部監査報告書
消防	消防年報
その他 (国、府等資料)	大阪府市町村ハンドブック、府政だより、地価公示

(2) 情報公開・情報提供に伴う写しの作成状況

区 分		枚 数 等	金 額
コピー	白 黒	35,345 枚	353,450 円
	カラー	531 枚	10,620 円
電磁的記録		5 点(光ディスク 5 枚)	500 円

(3) 有料刊行物の販売状況

令和6年度は、有料刊行物の販売はなかった。

#### 4 審議会等の会議の公開状況

透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市民への説明責任と開かれた市政の推進を図り、もって市民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを推進することを目的として、審議会等の会議の公開制度を実施している。

令和6年度における審議会等の会議の開催状況は、次表のとおりである。

##### (1) 審議会等の会議の開催状況

区 分		公開会議	非公開会議
開 催 状 況	会議数	36 会議	20 会議
	開催回数	95 回	808 回
	傍聴者有会議数	28 会議	※上記の内訳 介護認定審査会 680 回 障がい支援区分認定審査会 36 回 その他の会議 92 回
	傍聴者無会議数	8 会議	
	傍聴者数	274 人	
	平均傍聴者数	7.6 人	

(会議の非公開理由)

- 1 審査請求又は調停に係る会議（審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）第4項）
- 2 条例第6条第1項に該当する情報に関し審議する会議（指針第5項第1号）
  - (1) 個人に関する情報
  - (2) 法人等に関する情報
  - (3) 審議検討又は協議に関する情報
  - (4) 事務事業に関する情報
  - (5) 公共の安全と秩序の維持に関する情報
  - (6) 法令秘情報
- 3 公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議目的が達成できないと認められる場合（指針第5項第2号）
- 4 法令又は条例に特別の定めがあるとき（指針第13項）

##### (2) 公開会議の開催状況

審議会等に係る公開会議の開催回数及び傍聴者数は、次表のとおりである。

	会議の名称	開催回数	傍聴者数
1	高槻市防災会議	1 回	2 人
2	高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	2 回	2 人
3	高槻市みらい創生審議会	4 回	5 人
4	高槻市行政不服等審査会	2 回	0 人
5	高槻市環境・温暖化対策審議会	1 回	3 人
6	高槻市廃棄物減量等推進審議会	1 回	0 人
7	高槻市公民館運営審議会	2 回	0 人
8	高槻市人権施策推進審議会	1 回	3 人
9	高槻市男女共同参画審議会	1 回	3 人
10	高槻市図書館協議会	1 回	2 人
11	高槻市スポーツ推進審議会	1 回	1 人
12	高槻市文化振興審議会	1 回	1 人

13	高槻市保健医療審議会	1回	1人
14	高槻市国民健康保険運営協議会	2回	0人
15	高槻市社会福祉審議会	12回	25人
16	高槻市地域包括ケア推進会議	1回	5人
17	高槻市感染症発生動向調査委員会	1回	0人
18	高槻市自殺対策連絡協議会	1回	1人
19	高槻市子ども・子育て会議	4回	24人
20	高槻市青少年問題協議会	1回	3人
21	高槻市バリアフリー推進協議会	1回	3人
22	高槻市景観審議会	1回	0人
23	高槻市地域公共交通協議会	3回	12人
24	高槻市都市計画審議会	1回	1人
25	高槻市開発審査会	3回	1人
26	高槻市建築審査会	1回	1人
27	高槻市芥川城跡保存活用検討委員会	2回	6人
28	高槻市文化財保護審議会	2回	0人
29	高槻市産業振興審議会	1回	1人
30	高槻市農林業活性化審議会	1回	2人
31	高槻市緑地環境保全等審議会	1回	2人
32	高槻市学校教育審議会	5回	99人
33	高槻市社会教育委員	1回	0人
34	高槻市立中学校区学校運営協議会	27回	55人
35	高槻市自動車運送事業審議会	2回	8人
36	高槻市水道事業審議会	2回	2人
計		95回	274人

## 5 出資法人等の情報公開の運用状況

### (1) 出資法人

実施機関が定める出資法人は、高槻市情報公開条例（以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、その保有する情報について公開の申出手続、公開の申出に係る回答に対する異議の申出の手続その他必要な事項を定めた規程を整備するとともに、当該規程を適正に運用するよう努めるものとされている。そこで、市がほぼ全面的に出資している3つの出資法人は、情報公開申出制度事務要領を定め、情報公開制度を実施している。

令和6年度の出資法人に対する情報公開の申出は、次表のとおりである。

（単位：件）

出資法人名	申出件数
高槻市土地開発公社	0
公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団	0
公益財団法人高槻市都市交流協会	0
合 計	0

### (2) 指定管理者

本市の公の施設を管理する指定管理者（上記(1)の出資法人を除く。以下同じ。）は、条例の趣旨にのっとり、その保有する情報について公開の申出手続、公開の申出に係る回答に対する異議の申出の手続その他必要な事項を定めた規程を整備するとともに、当該規程を適正に運用するよう努めるものとされている。そこで、指定管理者では情報公開申出制度事務要領を定め、情報公開制度を実施している。

令和6年度の指定管理者に対する情報公開の申出は、次表のとおりである。

(単位：件)

指定管理者名	申出件数
高槻都市開発グループ	0
株式会社エヌ・エス・アイ・三菱電機ビルソリューションズ株式会社・株式会社入谷商会共同企業体	0
公益財団法人フィットネス21事業団	0
ミディ総合管理株式会社	0
株式会社高浄	0
社会福祉法人照治福祉会	0
安満遺跡公園パートナーズ	0
高槻みらい創造パートナーズ	0
あくあびあ芥川共同活動体	0
社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	0
高槻市社会福祉協議会グループ	0
公益財団法人大阪府三島救急医療センター	0
一般社団法人高槻市歯科医師会	0
合 計	0